

平成 18 年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成 18 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施しました。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更しました。

調査は、昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに実施しています。また、平成 11 年からは、3 年目の中間年に簡易調査が実施され、平成 18 年調査は、この簡易調査も含めて第 20 回目に当たります。

3 調査期日

平成 18 年 10 月 1 日現在

4 調査の対象

調査期日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外としました。

- (1) 日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類 A - 農業」、「大分類 B - 林業」及び「大分類 C - 漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「大分類 Q - サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類 83 - その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」及び「中分類 94 - 外国公務」に属する事業所
- (3) 上記のほか、次の事業所も事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていません。
 - ア 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設の中にある別経営の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパークの中にある別経営の事業所については調査の対象としました。）
 - イ 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
 - ウ 収入を得て働く従業者がいないもの
 - エ 休業中で、かつ従業者がいないもの
 - オ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位

としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所としました。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けました。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事務所などはそれらを直接管理している本社、支社、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場で調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などはそれぞれ1事業所としました。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所としました。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。

ただし、高等学校に併設されているような定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

(4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所としました。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位として、それぞれの場所ごとに別の事業所としました。

6 調査の種類及び方法

調査は、甲調査と乙調査に分けて実施しました。

(1) 甲調査は民営の事業所を対象とする全数調査で、総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員(指導員) - 統計調査員(調査員)の流れにより、調査員が調査票甲を配布、収集する方法により調査しました。

(2) 乙調査は、国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、国の調査事業所では総務大臣 - 各府省等の長、都道府県の調査事業所では総務大臣 - 都道府県知事、市町村の調査事業所では総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長の流れにより、調査票乙を送付し、回収する方法により調査しました。

7 調査事項

調査事項は、次のとおりです。

(1) 甲調査(民営の事業所) の調査事項

【事業所に関する事項】

- ア 名称
- イ 所在地及び電話番号
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類
- ク 業態
- ケ 形態

【会社企業に関する事項】

- ア 登記上の会社成立の時期
- イ 資本金額
- ウ 外国資本比率
- エ 親会社・関連会社その他の関係会社の有無
- オ 親会社の名称
- カ 親会社の所在地及び電話番号
- キ 子会社の数
- ク 会社の合併及び分割等の状況
- ケ 本所の所在地の移転状況
- コ 会社の名称の変更状況
- サ 電子商取引の状況
- シ 国内及び海外の支所・支社・支店の数
- ス 会社全体の常用雇用者数
- セ 会社全体の主な事業の種類
- ソ 本所・本社・本店の名称
- タ 本所・本社・本店の所在地及び電話番号

(2) 乙調査(国及び地方公共団体の事業所) の調査事項

- ア 名称
- イ 所在地及び電話番号
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいいます。

ア 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

イ 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

ここでいう経済活動とは、営利的活動のほか、教育、宗教、公務、医療などにおける非営利的活動も含まれます。

・派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいいます。

2 経営組織

民 営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

・個人経営

個人が事業を経営している場合をいいます。会社や法人組織になっていなければ共同経営の場合も個人経営に含めます。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。

・会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。

・独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。

・その他の法人

法人格をもっているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいいます。

例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格をもつもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれます。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合

(法人格を持たないもの)の事業所などが含まれます。

国・地方公共団体

国、都道府県、市区町村及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)の事業所をいいます。

- ・国

府、省、庁、委員会、地方支分部局などの国の事業所(機関)をいいます。

- ・地方公共団体

都道府県・市区町村の事業所(機関)及び地方公共団体の組合、財産区などの事業所(機関)をいいます。

 - 都道府県

 - 都道府県庁、都道府県立の学校、警察署など

 - 市町村

 - 市(区)役所、町村役場、市町村立の学校、老人ホーム、消防署など

 - 地方公共団体の組合、財産区など

 - 市町村衛生施設組合、消防事務組合、上水道企業団、広域市町村圏事務組合など

3 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としました。

- ・個人業主

 - 個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいいます。

- ・無給の家族従業者

 - 個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

 - 家族であっても、実際に雇用者なみの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。

- ・有給役員

 - 有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務につき、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

- ・常用雇用者

 - 事業所に常時雇用されている人をいいます。

 - 期間を定めずに雇用されている人、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人、又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

- ・正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

- ・正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいいます。

- ・臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。

- ・別経営の事業所への派遣又は下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

4 別経営の事業所からの派遣又は下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいいます。

5 本所・支所の別

- ・単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

- ・本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

- ・支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれません。

6 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

7 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、「日本標準産業分類」（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類しました。

なお、一部の小分類項目については、さらに分割して、独自の設定をしている場合があります。

8 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業になります。なお、この報告書で「企業」とは、この会社企業をいいます。

- ・ 単一事業所企業

単独事業所と国内に支所を持たない本所事業所の企業をいいます。

- ・ 複数事業所企業

海外に支所を持つか否かにかかわらず、国内に支所を持つ本所事業所とその支所で構成される企業をいいます。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類しています。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

10 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合名会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

11 異動状況別事業所

- ・ 存続事業所

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、平成18年10月1日にも現存している事業所をいいます。

- ・ 新設事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいいます。

- ・ 廃業事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいいます。